

# 社会福祉法人日本ヘレンケラー財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人日本ヘレンケラー財団(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、役員が臨時の会議・集会等に参加したときも同様とする。

2 交通費の実費を支給する。

## (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長、業務執行理事の報酬は別表2により支給する。ただし、前条による報酬は支給しない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費を支給する。

## (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

## (適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

## (役員手当)

第8条 事業の職員を兼務する役員(理事長・業務執行理事及び理事)には、別表4の役員

手当を支給する

(慰労金)

第9条 理事長退任時には別表5の慰労金を支給することができる。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第11条 外部役員(理事長、業務執行理事)は週3日程度の勤務とする。

## 附 則

この規程は平成22年10月23日から施行する。

この規程は平成29年4月1日改訂。

この規程は平成29年12月1日改訂。

この規程は平成30年4月6日改訂。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000円(税込)	実 費
評議員会出席報酬等	10,000円(税込)	実 費

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬等	年間5,000,000円 月額支給は年間総額/12	実 費
執行理事業務報酬等	年間3,500,000円 月額支給は年間総額/12	実 費
理事及び評議員業務報酬等	7,500円(税込) (3時間以内) 15,000円(税込) (3時間以上)	実 費
監事監査指導報酬等	7,500円(税込) (3時間以内) 15,000円(税込) (3時間以上)	実 費

別表3 (第6条関係)

名 称	報酬 (1日)	旅 費
報酬及び旅費	15,000円(税込)	実 費

別表4(第8条関係)

名 称	役員手当
理事長	(月額) 30,000円
業務執行理事及び理事	(月額) 20,000円

別表5(第9条関係)

慰労金基準	理事長としての在職年数×20,000円、但し6か月以内は切り捨て、6か月以上は切り上げとする。
-------	---